

全L協保安・業務G2第18号
令和2年12月8日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

福島県郡山市での爆発事故の発生を受けた注意喚起について（お願い）

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり、要請がありました。

要請の概要は、「業務用施設における直近の定期点検調査等において、配管の腐食状況等を確認できていないものがある場合、あらためて調査を実施し、腐食等があれば確実に改善すること」。さらに、「消費者が改善に応じない場合は、消費者の所在する都道府県の所管窓口はその旨を連絡し、都道府県行政の基準適合命令をもって改善を促すことを求める」ものです（令和3年3月末まで）。

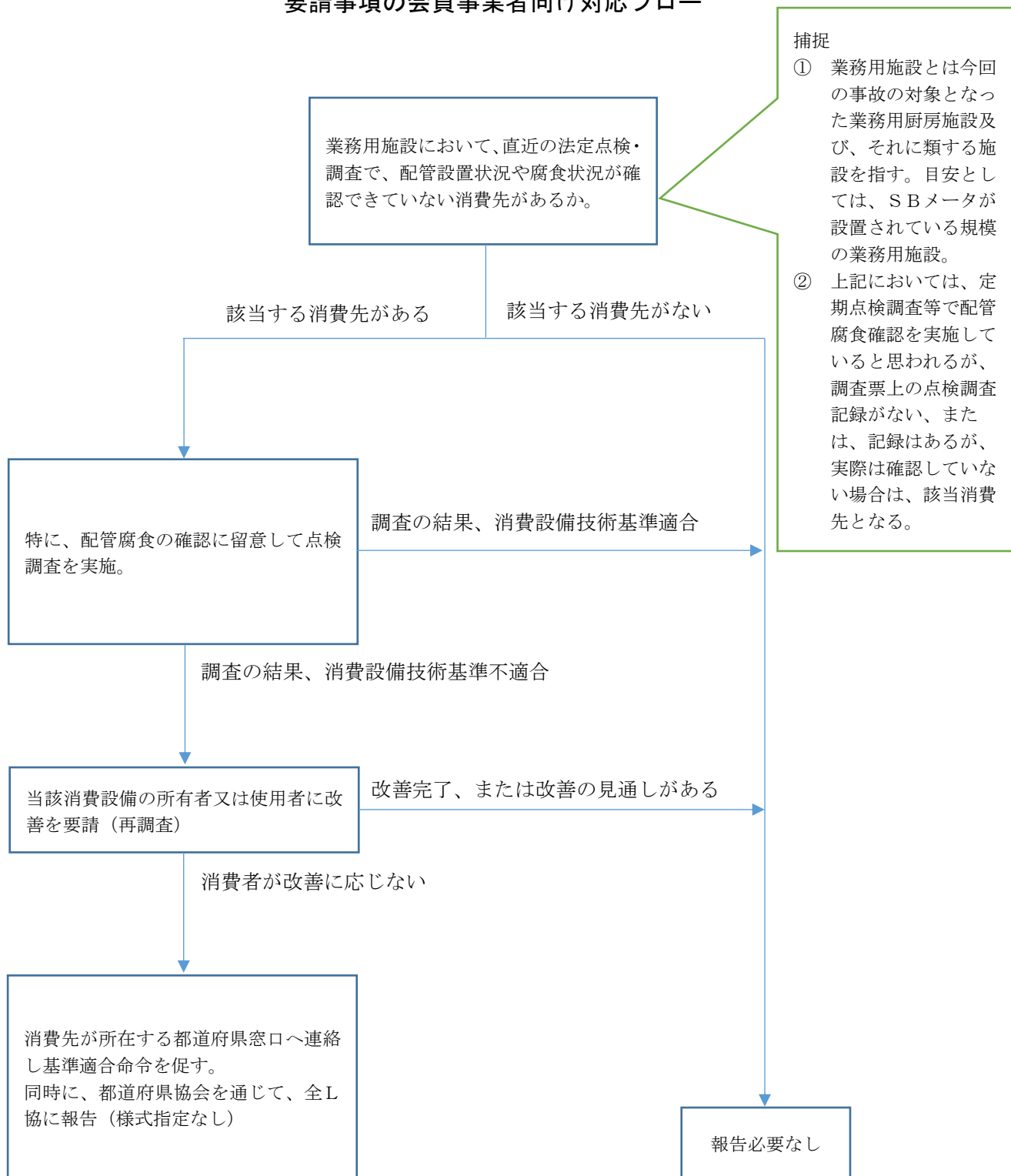
なお、要請事項の詳細については、別紙及び会員事業者向けの対応フローを、ご参照ください。

本件の対応についてご負担をおかけすることと存じますが、社会的影響や、業界の今後の対応が世間から引き続き注視されている状況であることを踏まえ、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、対象施設の調査及び該当設備の改善の徹底について、ご周知くださいますよう、宜しく願いいたします。

以 上

発信手段：Eメール
担当：保安・業務グループ 高木、瀬谷、橋本

要請事項の会員事業者向け対応フロー



捕捉

① 業務用施設とは今回の事故の対象となった業務用厨房施設及び、それに類する施設を指す。目安としては、SBメータが設置されている規模の業務用施設。

② 上記においては、定期点検調査等で配管腐食確認を実施していると思われるが、調査票上の点検調査記録がない、または、記録はあるが、実際は確認していない場合は、該当消費先となる。

※都道府県協会におかれましては、会員事業者より報告があった場合には、全国LPガス協会にご一報くださいますようお願いいたします（令和3年3月末まで）。

別紙

令和2年12月7日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

福島県郡山市での爆発事故の発生を受けた注意喚起について（要請）

令和2年7月30日（木）に福島県郡山市の飲食店において、大規模な爆発事故が発生しました。事故原因の詳細は不明な点がありますが、シンク下の腐食した配管からLPガスが漏洩したことが推定されております。それを含め、次の6つの点が懸念されました。

- ① 配管の腐食。
- ② 水の影響を受けるおそれのある場所における白管の使用。
- ③ コンクリート面等の導電性の支持面に直接接触している状態での白管の使用。
- ④ 埋設部の記載などの配管図面と事故当時の設置状況の相違。
- ⑤ 保安機関は、定期点検・調査（令和元年12月2日）において、配管（腐食、腐食防止措置等）は「良」としていること。
- ⑥ 保安機関は、同点検・調査において、ガス栓劣化、接続管基準及び燃焼機器故障について「否」とし、また、特記事項として“警報器とメーターを連動してください”と指摘しているものの、保安機関の指摘を受けた消費設備の改善は実施されていなかったこと。

つきましては、以下の点につき都道府県協会等を通じて会員のLPガス販売事業者へ周知いただき、業務用施設に対するこれまでの法定点検・調査において、設置環境その他の事情から配管の設置状況や腐食状況が確認できていないものがある場合には、令和3年3月末までに、下記の調査、通知等が行われるよう要請します。

1. 対象

業務用施設の厨房内

2. 調査、通知等

(1) 消費設備の維持・管理状況の調査

配管の図面と設置状況を照合しつつ実際の設置状況を確認し、配管の設置状況が、屋内の多湿部、水の影響を受けるおそれのある場所における配管で、腐食防止対策^(注1)がなされていないもの又はその対策が不明なものについては、腐食の状況を確認すること。

(注1)「例示基準第28節」参照

(2) 消費設備の改善通知

- ① 上記(1)の調査の結果、消費設備が技術基準上の基準^(注2)に適合していない場合には、当該消費設備の所有者又は使用者に改善を求める通知を行うこと。
(注2)「液石法規則第44条」参照
- ② 特に、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥があった場合には、ガスの使用を中止させ、当該消費設備の所有者又は使用者に改善等の安全対策を講じさせるよう通知すること。
- ③ 上記①及び②において消費設備の改善やガスの使用を停止するなどの保安対策が講じられない場合には、その事実を所在する都道府県に連絡すること。

3. 改善等の報告

上記(2)③の都道府県に連絡した事例があった場合には、貴協会を通じて経済産業省ガス安全室に報告していただくようお願いします。

なお、本報告は、液石法第35条の5において、「都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。」こととなっており、この措置を確認するため協力を求めるものであります。